

公布された規則のあらまし

狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則（規則第三号）

- 1 佐賀県税事務所における狩猟税に係る証紙の売りさばきを廃止し、知事が指定する売りさばき人において売りさばくこととした。（第九条関係）
- 2 売りさばき人の指定、指定事項の変更、指定の取消し等に関し必要な事項を定めることとした。（第九条～第一二条関係）
- 3 売りさばき人は、証紙売りさばき所に狩猟税証紙売りさばき所の標識を掲げることとした。（第一三条関係）
- 4 売りさばき手数料は、証紙買受額の一万分の一五七・五とすることとした。（第一四条関係）
- 5 売りさばき人が証紙を買い受けようとするときは、売渡請求書を提出し、証紙買受額から手数料を差し引いた額の納入を要することとした。（第一五条関係）
- 6 証紙の返還又は交換は、証紙の種類及び形式を変更し、又は廃止したとき等一定の要件に該当する場合に限り行うこととした。（第一六条関係）
- 7 売りさばき人は、毎月の売りさばきの状況について、狩猟税証紙売りさばき状況報告書を佐賀県税事務所長に提出することとした。（第一七条関係）
- 8 その他所要の改正を行うこととした。
- 9 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。